

研究課題

自立や社会参加の実現に向けた 特別支援教育の推進と 校長の在り方



I 趣 旨

我が国の特別支援教育では、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立って、子ども一人一人の教育的ニーズを把握するとともに能力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服できるような指導及び支援を行うことが課題であり、知的な遅れのない発達障害を含めて、特別な支援を要する子どもが在籍する全ての学校においてなされることが重要である。

また、特別支援教育では、ノーマライゼーションの理念と具現化の普及、浸透に努めると同時に、インクルーシブ教育の推進が求められている。そのためには、全教職員が特別支援教育に対する共通認識に立ち、一体となって推進していく校内指導体制の確立や関係機関との連携を強化することが大切である。

これらの課題を解決するために、「一人一人の教育的ニーズに応じた特別教育の内容の充実」と「特別支援教育を効果的に推進するための体制の整備及び必要な取組」の二つの視点から、校長が果たすべき役割と指導性について学校経営の観点から明らかにする。

II 研究発表及び協議

1 研究発表

「特別支援学級及び通常の学級に在籍する
特別な支援を必要とする児童への指導の充実」
上ノ国町立滝沢小学校 晴山 泰文

(1) 研究の趣旨

平成19年4月の改正学校教育法により、従前の特殊教育の対象になっていた児童生徒に加え、通常の学級に在籍する発達障害の児童生徒も対象とする特別支援教育へと大きな転換が図られた。この施行に際して、特別支援教育の理念や校長の責務、校内体制の整備が示され、その後、指導要領の改訂にともない、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成、交流及び共同学習の一層の

充実が実施されることになった。また、平成18年の「障害者の権利に関する条約」の採択を受け、平成23年の障害者基本法の一部改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の法整備が進められ障がいのある児童生徒の就学先決定の仕組みが変更となった。さらに、本年4月1日より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、不当な差別的扱いや合理的配慮の不提供禁止が示された。また、特別な配慮を必要とする生徒の増加等の現状を受け、高等学校においても多様な学びの場を整備すべく、通級による指導の制度化に向けての取組も始まっている。

これまで檜山管内の各学校においては、特別支援教育に関わる法改正に応じて校内組織や指導体制の整備・改善に取り組んできた。具体的には、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の児童実態把握、個別的教育支援計画・指導計画の作成、教育課程の改善充実、関係機関との連携強化等である。

本提言では、特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童への指導を充実するために、管内の現状と課題を把握し、児童の自立や社会参加の実現に向けた校長が果たすべき役割と指導性を明らかにする。

(2) 研究の概要

① 檜山校長会小学校部会の研究体制

檜山校長会小学校部会では、平成26年度～28年度の3年間を継続研究とするプロジェクトチームを組織し、特別支援教育の各学校の実態について調査研究を行った。

② 研究の経過と成果

ア 管内の特別支援学級の設置状況調査結果

檜山管内は、小規模校が多く、学校数も年々減少してきているが、特別支援学級設置校数は全体の8割近くあり在籍児童は増加傾向である。

イ 研究の経過と成果

<平成26年度の調査研究でのキーワード>

- 関係機関と連携した「支援・指導計画」の作成
- 交流学級やパートナーティーチャーの活用

<平成27年度の調査研究でのキーワード>

- 「個別支援・指導計画」の様式の工夫

- 引継ぎを意識した個人情報ファイル作成
- 交流及び共同学習の充実とその評価の重要性
- ＜継続研究で明らかになった校長の

リーダーシップと指導性について＞

- 教育的ニーズの把握，本人・保護者の願いを考慮した教育課程の編成・実施の指導
- 関係機関との連携
- 保護者面談の組織的な対応と職員への働きかけ
- コーディネーターを核とした組織体制の確立

(3) 今年度の研究

① 視点1「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容の充実」について

児童の実態把握とそれに基づいた指導計画の作成と充実のため実践として以下の実践が発表された。

- パートナーティーチャーの活用，教育相談や諸検査の実施による専門的な視点からの実態把握
- 就学時知能検査の結果等の把握，幼稚園・保育所等との情報の共有
- 子どもの成長や就労への希望による将来を見通した「個別の教育支援計画」の作成

② 視点2「特別支援教育を効果的に推進するための体制の整備及び必要な取組」について

調査結果から特別支援教育の保護者・地域への理解が不十分であることが分かるとともに，校長のリーダーシップにより改善された事例が以下のように発表された。

- 特別支援学級での通級指導や別室での取り出し指導を可能にする体制や担任を孤立させない体制の整備
- 個別の教育的ニーズに応えるための通常の学級でのTT指導・支援員による学習支援指導体制の整備
- 行事等での担任と支援員の役割分担の明確化
- パートナーティーチャーを活用した研修の実施
- 特別支援コーディネーターを核とした研修の実施
- 関係機関と連携した保護者対応の実施
- ケース会議の計画的な実施
- 保護者対応に関する職員の共通理解の向上

(4) 研究の成果と課題

① 成果

- ア 子どもの実態把握の工夫を明確にする内容として，的確な児童の見取り，教員の資質向上，関係機関との連携の重要性が明らかとなった。
- イ 就労を見据えた「個別の教育支援計画」の生かし方が明確に位置付けられた町ぐるみの先進的な取組の実践が報告された。
- ウ 特別支援教育の体制整備のための校長の役割を明確にする実践として，校内体制の工夫，教員の専門性向上の手立，保護者との連携等が報告された。

② 課題

- ア 児童の教育的ニーズに適切に対応するには，教員の諸調査の解釈能力を向上させること，専門家との連携を行うことが必要である。
- イ 将来の進路を選択する上で，各学校の状況に即して「個別の教育支援計画」の様式の統一とキャリア教育の推進について管内の統一化を進めることが求められる。

2 グループ協議（8グループから発表）

(1) 視点1について＜キーワードと主な発表内容＞

1 グループ＜親の価値観と子育ての現状＞

- ・障がいを抱えた保護者の子育て
- ・親の価値観の問題
- ・児童の状況確認のためのフェイスシートの活用
- ・個人カルテの作成と情報の共有

3 グループ＜関係機関と学校との連携＞

- ・「ぼろっと」の事例からみる関係機関との連携
- ・パートナーティーチャー派遣事業の活用
- ・巡回指導相談を活用した面談，児童相談所，医療機関，療育センターの相談等で児童の実態把握
- ・児童の障がい種の変更の問題

5 グループ＜将来を見据えた支援計画＞

- ・就労を見据えた長いスパンでの支援計画の作成
- ・幼児期から保健センターが情報を共有している事例
- ・支援計画作成の職員への意識付けと保護者の理解

7 グループ＜専門性の向上＞

- ・学校全体としての専門性の向上の課題
- ・背景の理解と保護者の要望，苦情，偏見等の理解

(2) 視点2について＜キーワードと主な発表内容＞

2 グループ＜教育環境整備や体制の整備＞

- ・教育の環境整備や体制整備と行政との繋がりが
- ・行動学習の計画，親同士の会，研修会の開催の実践

4 グループ＜校内の支援体制と学校組織の工夫＞

- ・担任の複数体制の確立
- ・コーディネーターの設置，支援員の確保
- ・どの子にも分かる授業，統一感のある授業作りの実現

6 グループ＜外的人材の活用と職員の共通理解＞

- ・学校のニーズにあった支援員の活用
- ・保護者サポーターの活用事例
- ・障がい種に応じた指導方法の共有化

8 グループ＜「つなぐ」「つむぐ」特別支援教育＞

- ・行政機関との連携
- ・放課後デイサービスとの連携による支援の一体化
- ・経営方針と特別支援教育の関連についての指導事例

3 全体討議の様子

□アナライズカードによる各学校の状況

○支援員制度が活用されているか

Y…60% N…40%

- 合理的配慮については校内で研修されているが、職員にどの程度理解されているか推し量る意味からも校内研修を重ねることが必要である。
- 個人情報保護の点から消極的な意見を聞くこともあるが、生まれたときから就労までを見据えた支援計画の作成には意義がある。子どもたちの成長を見守る目的から、今後も継続して検討を重ねていく必要がある。

Ⅲ ま と め

1 視点1「一人一人の教育的ニーズに応じた特別教育の内容の充実」に関わって

(1) 成果

- 適切な実態把握の義務化が求められている中で、複数の目で実態を把握することの重要性が確認された。特に、各市町村の教育委員会で見取り表などを作成している実践や見取りのチェックシートなどの必要性と専門家との連携が重要であることが交流された。
- 先進的な事例として、就労まで結び付く個別の教育支援計画に取り組んでいる市町村の実践が紹介された。また、個別の支援計画については、小学校段階でも、就労を見通した計画が重要である。就労までのパスポートという考えがあることや、その重要性が明らかとなった。

(2) 課題

- 検査結果の見取り、対応を分析する職員個々の力量を身に付けることの大変さがある。専門機関との連携が重要になる。
- 個別の教育支援計画については、現状では市区町村毎に作成している。高校などになると、広い範囲で活用されるので、今後様式の統一が必要である。

2 視点2「特別支援教育を効果的に推進するための体制の整備及び必要な取組」について

(1) 成果

- 校内体制の整備では、担任を孤立させない人的配置、専門性向上のための研修、対応の難しい保護者のために校長がリーダーシップを発揮し、様々な機関との連携を進めていくことの大切さ等が確認された。
- 外部機関との連携として、特別教育支援員の活用やパートナーティーチャー派遣事業の活用が指導体制の整備に有効である。

(2) 課題

- 北海道のように広域であり多様な規模の学校が存在する地域においては、人手や定数の問題がある。
- 研修の場所は中核都市に限られているため、日常的に活用することが難しい。関係機関との連携を図るためには、遠距離の問題を解決していかなければならない。

<全体に関わって>

- 中学から高校への入学の際に、合理的配慮の必要性から過去の指導についてさかのぼって引継ぎを求められることがある。さらに、就労してからも同様のことが考えられる。今後、個別の教育支援計画は、一層、重要視されるようになる。
- 校内指導体制の整備として特別支援コーディネーターの力量が重要である。校内研修の計画作成や職員間の連携、関係機関との連携の窓口として機能することが求められる。コーディネーターの複数配置や特別支援教育センターの研修を受講させるなどの工夫が求められる。
- 特別支援教育は、学校教育だけでは解決しない。行政、特に、福祉機関との連携が重要である。共生社会の形成を目指し、「つなぐ・つむぐ」を合言葉に特別支援教育のネットワークをいかに作っていくかが課題である。

「第12分科会に参加して」

乙部町立明和小学校 能代 仁

檜山・晴山氏からの「特別な支援を必要とする児童への指導の充実」提言に対し、熱心な討議が繰り広げられました。グループ発表では、檜山においてあまり耳にしない「スクールクラスター制度や放課後デイサービス導入の概要」などが紹介され、まさに「眼からうろこ」状態でした。また、①継続して日々の実践の中でチーム学校として機能することの重要性②どの子にもわかる授業づくりを目指したユニバーサルデザイン③学校経営要綱の中に特別支援教育をしっかりと位置付け、教職員の意識改革を図っていく重要性等についても述べられました。大会会場の「おたる」にちなんだりタブレット機器を駆使し、短時間にも関わらずとても上手にグループ討議内容をまとめあげるなど創意工夫が見られた発表でした。まとめでは、現在取り組んでいる「個別の教育支援計画」義務化や「個人カルテ」の名称の取扱いに関する留意点などの情報も提供され、「つなぐ・つむぐ」をキーワードとして分科会の幕を閉じました。リーダーとして自分自身が学校経営する上での役割の重要性を再認識することができた有意義な分科会でした。